

国における住宅・建築物に係る省エネ対策の経緯

年 月	項 目
平成27年1月	<p>社会資本整備審議会第一次答申(今後の住宅・建築物の省エネルギー対策のあり方について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 規模や住宅・非住宅の区分により、義務化対象範囲の拡大等、段階的な基準適合義務化を提言
平成27年7月	<p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(建築物省エネ法)制定</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 省エネ基準等への適合に関する誘導措置※(平成28年4月施行) ※性能向上計画認定(容積率の特例)、認定表示制度 ➤ 2000㎡以上の非住宅建築物の省エネ基準適合義務化(平成29年4月施行)
令和元年5月	<p>建築物省エネ法の改正 ⇒2頁参照</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 300㎡以上2000㎡未満の非住宅建築物の省エネ基準適合義務化(令和3年4月施行) ➤ 300㎡未満の住宅・建築物の説明義務制度の創設(令和3年4月施行)
令和2年10月	「2050年カーボンニュートラル」の宣言(国会所信表明演説)
令和3年4月	「脱炭素社会に向けた住宅・建築物の省エネ対策等のあり方検討会」が発足
令和3年8月	あり方検討会において、「 脱炭素社会に向けた住宅・建築物における省エネ対策等のあり方・進め方 」をとりまとめ ⇒3頁、参考資料

令和元年度 建築物省エネ法改正の概要

1. 規制措置

	法制定時 (H27.7公布)		法改正後 (R1.5公布)	
	建築物	住宅	建築物	住宅
大規模 (2,000㎡以上)	特定建築物 適合義務 【建築確認手続きに連動】 (H29.4施行)	届出義務 【基準に適合せず、必要と認める場合、指示・命令等】 (H29.4施行)	特定建築物 適合義務 【建築確認手続きに連動】	届出義務 【基準に適合せず、必要と認める場合、指示・命令等】 所管行政庁の審査手続を合理化 ⇒ 監督（指示・命令等）の実施に重点化
中規模 (300㎡以上 2,000㎡未満)	届出義務 【基準に適合せず、必要と認める場合、指示・命令等】		適合義務 【建築確認手続きに連動】 (R3.4施行)	
小規模 (300㎡未満)	努力義務 【省エネ性能向上】	努力義務 【省エネ性能向上】 トップランナー制度※ 【トップランナー基準適合】 (H29.4施行) 対象住宅 持家 建売戸建	努力義務 【省エネ基準適合】 + 建築士から建築主への説明義務 (R3.4施行)	努力義務 【省エネ基準適合】 + 建築士から建築主への説明義務 トップランナー制度※ 【トップランナー基準適合】 対象の拡大 対象住宅 持家 建売戸建 注文戸建 賃貸アパート

※大手住宅事業者について、トップランナー基準への適合状況が不十分であるなど、省エネ性能の向上を相当程度行う必要があると認める場合、国土交通大臣の勧告・命令等の対象とする

2. その他の措置

- 容積率特例に係る認定制度について、対象に複数の建築物の連携による取組を追加
- 地方自治体は条例で、建築物エネルギー消費性能基準に必要な事項の付加が可能

「脱炭素社会に向けた住宅・建築物における省エネ対策等のあり方・進め方」のポイント

1. 2050年及び2030年に目指すべき住宅・建築物の姿《あり方》

2050年に目指すべき住宅・建築物の姿

- (省エネ) ストック平均でZEH・ZEB基準の水準の省エネ性能が確保される
- (再エネ) 導入が合理的な住宅・建築物における太陽光発電設備等の再生可能エネルギー導入が一般的となる

2030年に目指すべき住宅・建築物の姿

- (省エネ) 新築される住宅・建築物についてはZEH・ZEB基準の水準の省エネ性能が確保される
- (再エネ) 新築戸建住宅の6割において太陽光発電設備が導入される

2. 2050年カーボンニュートラルの実現に向けた取組の進め方(主なものを抜粋)

年度	住宅	建築物
2022	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物省エネ法に基づく誘導基準の引き上げ BEI=0.8(再エネを除く)及び強化外皮基準 ・太陽光発電設備等再生可能エネルギーに関する情報提供の取組 	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物省エネ法に基づく誘導基準等の引き上げ 用途に応じてBEI=0.6又は0.7(いずれも再エネを除く) ・太陽光発電設備等再生可能エネルギーに関する情報提供の取組
2023	<ul style="list-style-type: none"> ・分譲マンションに係る住宅トップランナー基準の設定(目標2025年度) BEI=0.9程度及び省エネ基準の外皮基準 	
2024		<ul style="list-style-type: none"> ・大規模建築物に係る省エネ基準の引き上げ BEI=0.8程度
2025	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅の省エネ基準への適合義務化 ・住宅トップランナー基準の見直し(目標2027年度) BEI=0.8程度及び強化外皮基準(注文住宅トップランナー以外) BEI=0.75及び強化外皮基準(注文住宅トップランナー) 	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模建築物の省エネ基準への適合義務化
2026		<ul style="list-style-type: none"> ・中規模建築物に係る省エネ基準の引き上げ BEI=0.8程度
遅くとも 2030	<ul style="list-style-type: none"> ・誘導基準への適合率が8割を超えた時点で省エネ基準をZEH基準(BEI=0.8及び強化外皮基準)に引き上げ・適合義務付け ・あわせて2022年に引き上げた誘導基準等の更なる引き上げ 	<ul style="list-style-type: none"> ・中大規模建築物について誘導基準への適合率が8割を超えた時点で省エネ基準をZEB基準(用途に応じてBEI=0.6又は0.7)に引き上げ、小規模建築物についてBEI=0.8程度に引き上げ・適合義務付け ・あわせて2022年に引き上げた誘導基準等の更なる引き上げ

住宅・建築物を取り巻く環境

- 2018年10月のIPCC(気候変動に関する政府間パネル)特別報告書では、将来の平均気温上昇が1.5°Cを大きく超えないようにするためには、2050年前後には世界の二酸化炭素排出量が正味ゼロとなっていることが必要との見解
- 本年8月のIPCC第6次評価報告書第I作業部会報告書では、気温上昇を1.5°Cに抑えることで10年に1度の豪雨等の頻度を低くし得るとの見解
- 2018年7月豪雨の総降水量は気候変動により約6.5%増と試算され、気候変動の影響が既に顕在化していることが明らかであるとの指摘
- 2020年10月26日、菅総理が「2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことを宣言
- 本年4月22日、菅総理が「2030年度に、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指す。さらに、50%の高みに向けて、挑戦を続けていく」ことを表明

1. 2050年カーボンニュートラルの実現に向けた取組の基本的な考え方

(1) 2050年及び2030年に目指すべき住宅・建築物の姿《あり方》

**省エネ性能の確保・向上による省エネルギーの徹底と
再生可能エネルギーの導入拡大**

2050年に目指すべき住宅・建築物の姿

- (省エネ)ストック平均でZEH・ZEB基準の水準の省エネ性能^(※1)が確保される
- (再エネ)導入が合理的な住宅・建築物における太陽光発電設備等の再生可能エネルギー導入が一般的となる

2030年に目指すべき住宅・建築物の姿

- (省エネ)新築される住宅・建築物についてはZEH・ZEB基準の水準の省エネ性能^(※2)が確保される
- (再エネ)新築戸建住宅の6割において太陽光発電設備が導入される

(2) 国や地方自治体等の公的機関による率先した取組

国や地方自治体等の公的機関の住宅・建築物において、徹底した省エネ対策・再生可能エネルギー導入拡大に率先的に取り組む

(3) 国民・事業者の意識変革・行動変容の必要性

他の誰かがやるものではなく、事業者を含む国民一人ひとりに我がこととして取り組んでもらうための必要性や具体的取組内容の早急な周知
省エネ性能の高い住宅を使いこなす住まい方の周知・普及、行動経済学(ナッジ)の手法も活用した情報提供 等

(4) 国土交通省の役割

住宅・建築物分野における省エネルギーの徹底、再生可能エネルギー導入拡大に責任を持って主体的に取り組む
特に、ZEHの普及拡大について、住宅行政を所管する立場として、最終的な責任を負って取り組む

(※1) ストック平均で住宅については一次エネルギー消費量を省エネ基準から20%程度削減、建築物については用途に応じて30%又は40%程度削減されている状態

(※2) 住宅:強化外皮基準及び再生可能エネルギーを除いた一次エネルギー消費量を現行の省エネ基準値から20%削減 建築物:同様に用途に応じて30%削減又は40%削減(小規模は20%削減)

脱炭素社会に向けた住宅・建築物における省エネ対策等のあり方・進め方の概要

2. 2050年カーボンニュートラルの実現に向けた取組の進め方

I. 家庭・業務部門(住宅・建築物における省エネ対策の強化)

- ① 省エネ性能の底上げ(ボトムアップ)
 - ・ 住宅を含む省エネ基準への適合義務化(2025年度)
 - ・ 断熱施工に関する実地訓練を含む未習熟な事業者の技術力向上の支援
 - ・ 新築に対する支援措置について省エネ基準適合の要件化
- (②の取組を経て)
 - ・ 義務化が先行している大規模建築物から省エネ基準を段階的に引き上げ
 - ・ 遅くとも2030年までに、誘導基準への適合率が8割を超えた時点で、義務化された省エネ基準をZEH・ZEB基準の水準の省エネ性能^(※)に引き上げ
- ※ 住宅:強化外皮基準+一次エネルギー消費量▲20%
建築物:用途に応じ、一次エネルギー消費量▲30%又は40%(小規模は20%)
- ②省エネ性能のボリュームゾーンのレベルアップ
 - ・ 建築物省エネ法に基づく誘導基準や長期優良住宅、低炭素建築物等の認定基準をZEH・ZEB基準の水準の省エネ性能に引き上げ、整合させる
 - ・ 国・地方自治体等の新築建築物・住宅について誘導基準の原則化
 - ・ ZEH、ZEB等に対する支援を継続・充実
 - ・ 住宅トプランナー制度の充実・強化(分譲マンションの追加、トプランナー基準をZEH相当の省エネ性能に引き上げ)
- ③より高い省エネ性能を実現するトップアップの取組
 - ・ ZEH+やLCCM住宅などの取組の促進
 - ・ 住宅性能表示制度の上位等級として多段階の断熱性能を設定
- ④機器・建材トプランナー制度の強化等による機器・建材の性能向上
- ⑤省エネ性能表示の取組
 - ・ 新築住宅・建築物の販売・賃貸の広告等における省エネ性能表示の義務付けを目指し、既存ストックは表示・情報提供方法を検討・試行
- ⑥既存ストック対策としての省エネ改修のあり方・進め方
 - ・ 国・地方自治体等の建築物・住宅の計画的な省エネ改修の促進
 - ・ 耐震改修と合わせた省エネ改修の促進や建替えの誘導
 - ・ 窓改修や部分断熱改修等の省エネ改修の促進
 - ・ 地方自治体と連携した省エネ改修に対する支援を継続・拡充 等

II. エネルギー転換部門(再生可能エネルギーの導入拡大)

太陽光発電や太陽熱・地中熱の利用、バイオマスの活用など、地域の実情に応じた再生可能エネルギーや未利用エネルギーの利用拡大を図ることが重要

- ①太陽光発電の活用
 - ・ 太陽光発電設備の設置については、その設置義務化に対する課題の指摘もあつたが、導入拡大の必要性については共通認識
 - ・ 将来における太陽光発電設備の設置義務化も選択肢の一つとしてあらゆる手段を検討し、その設置促進のための取組を進める
 - ・ 国や地方自治体の率先した取組(新築における標準化等)
 - ・ 関係省庁・関係業界が連携した適切な情報発信・周知、再生可能エネルギー利用設備の設置に関する建築主への情報伝達の仕組みの構築
 - ・ ZEH・ZEB等への補助の継続・充実、特にZEH等への融資・税制の支援
 - ・ 低炭素建築物の認定基準の見直し(再エネ導入ZEH・ZEBの要件化)
 - ・ 消費者や事業主が安心できるPPAモデルの定着
 - ・ 脱炭素先行地域づくり等への支援によるモデル地域の実現。そうした取組状況も踏まえ、地域・立地条件の差異等を勘案しつつ、制度的な対応のあり方も含め必要な対応を検討
 - ・ 技術開発と蓄電池も含めた一層の低コスト化
- ②その他の再生可能エネルギー・未利用エネルギーの活用や面的な取組
 - ・ 給湯負荷の低減が期待される太陽熱利用設備等の利用拡大
 - ・ 複数棟の住宅・建築物による電気・熱エネルギーの面的な利用・融通等の取組の促進
 - ・ 変動型再生可能エネルギーの増加に対応した系統の安定維持等の対策

III. 吸収源対策(木材の利用拡大)

- ・ 木造建築物等に関する建築基準の更なる合理化
- ・ 公共建築物における率先した木造化・木質化の取組
- ・ 民間の非住宅建築物や中高層住宅における木造化の推進
- ・ 木材の安定的な確保の実現に向けた体制整備の推進に対する支援
- ・ 地域材活用の炭素削減効果を評価可能なLCCM住宅・建築物の普及拡大